

居宅介護支援事業所寿山荘 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京福会が開設する指定居宅介護支援事業所寿山荘（以下「居宅介護支援事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、在宅介護支援センターの介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、居宅介護サービス計画を作成し、介護サービスが適正かつ円滑に提供されるようその進行を管理する。

- 2 居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、地域包括支援センターの委託により、予防介護サービス支援を行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 寿山荘
- (2) 所在地 那須塩原市住吉町5番10号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は居宅介護支援事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 1名以上（管理者を含む）
介護支援専門員は居宅介護支援サービス計画及び予防介護支援サービス計画の作成およびその計画の適正かつ円滑な進行を管理する。

(営業日及び営業時間)

第5条 居宅介護支援事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他必要な額)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次の通りとし、要介護者の依頼を受けて居宅介護支援を行うものとする。その際の利用料の額は、厚生労働省の定める告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。

- (1) 介護サービス計画の作成
- (2) 介護サービス計画に基づくサービス提供の進行管理
- (3) 介護サービス計画に基づくサービス提供事業者に対する苦情の受付、処理
- (4) その他の介護サービス計画の達成に必要な事項

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、那須塩原市、那須町、大田原市とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 居宅介護支援事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 居宅介護支援事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年12回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人京福会と居宅介護支援事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 この規程の改廃は理事会において定める。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成19年 4月 1日から施行する。

平成20年 8月 1日から施行する。

平成27年 4月 1日から施行する。

平成27年 9月 1日から施行する。

令和 4年 4月 1日から施行する。